

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	安全運転相談ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 免許番号、7 免許有効日、8 免許交付日、9 免許条件、10 免許種別、11 病名、12 相談受理日、13 相談受理所属、14 相談受理区分、15 相談区分、16 相談者、17 相談の種類、18 質問票有無、19 個別聴取実施日、20 個別聴取実施所属、21 条件変更の有無、22 傷病分類、23 診断書交付日、24 診断書受領日、25 診断書受理所属、26 診断書診断日、27 診断書による免許可否、28 結果詳細、29 安全運転相談終了書交付状況、30 交通事故の有無、31 認知機能検査点数、32 特記事項
記録範囲	1 免許を受けている者 2 免許を新規に取得しようとしている者 3 免許を失効させている者 4 免許を取り消されている者 の内、病気等で相談を行った者
記録情報の収集方法	1 相談受理（電話・来庁） 2 質問票からの聞き取り 3 報告書からの聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42

訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	1、2、3及び4の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター） (所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		